

令和八年二月二十六日付け広島県報（定期）第十六号に登載の広島県告示第百三十六号（農用地利用集積等促進計画の認可）の表の一部を次のように訂正する。

農林水産局農業経営課長

ページ	行	正	誤
五	農地中間管理権の設定をする土地の項の所在の欄の上から二七	三次市三良坂町田利字大 畷一一五番ほか二筆	三次市三良坂町田利字大 畷一一五番ほか二筆
一九	賃借権の設定等を受け る土地の項の所在の欄 の上から九	三次市三良坂町田利字大 畷一一五番ほか二筆	三次市三良坂町田利字大 畷一一五番ほか二筆